

厚木市監査委員公表第6号

平成31年2月6日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

平成31年3月12日

厚木市監査委員 下嶋和美

厚木市監査委員 渡邊毅弘

厚木市監査委員 越智一久

【監査結果】

平成31年3月8日

〇〇〇〇様

厚木市監査委員 下嶋和美

厚木市監査委員 渡邊毅弘

厚木市監査委員 越智一久

厚木市職員措置請求について(通知)

平成31年2月6日付けで受け付けた住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、請求の要件を審査した結果、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求としての要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、これらを証する書面（以下「事実証明書」とする。）を添え、普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、「小林市長は平成31年1月の8休日及び1月14日（成人の日）において、自己の私的目的のために、公用車（市長専用車）を不正に使用し、厚木市職員に「休日勤務」を強い、彼らへの休日出勤手当及び時間外手当の支払いと、公用車のガソリン代支払いのために、厚木市の財務会計上に多大の損害を与えています。また、この公有財産である公用車（市長専用車）の私的使用は、公有財産の私物化であり、市長による「業務上の横領」であります。この「公有財産の私物化」は、「万引き」と同様な行為であり、「犯罪行為」であります。」と主張している。

ところで、「監査請求書には、事実を証する書面を添付しなければならないとされているが(法第242条第1項)、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観

だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」(平成21年6月30日大阪高裁判決)とされている。

本件請求に添付されている事実証明書をみたところ、市長専用車の運行記録及び自動車運転員と秘書課職員(1月14日成人の日は随行していない。)が当該期間の休日に出退勤した事実は確認ができるものの、市長が、当該期間の休日に市長専用車を自己の私的目的のために不正に使用した事実を裏付ける証拠が具体的に示されていない。

以上を鑑みると、財務会計上の行為の違法性又は不当性を適示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適當である。

担当 監査事務局監査係
電話 225-2730(直通)

住民監査請求書

厚木市監査委員殿

2
平成 31 年 1 月 6 日

請求人 住所 (略)
氏名 (略)

平成 31 年 1 月の 8 休日における

小林市長による「公用車の私物化」は「業務上横領」の
犯罪行為であるので、監査委員の監査を求める

1. 地方自治法第 242 条は、「地方公共団体の住民は、当該地方公共団体の長について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の管理があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為でこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と定めています。
2. 請求人は、平成 31 年 1 月の休日数である 8 日に於いて、小林常良厚木市長が公用車（市長専用車）を私的目的のため不正に使用し、そのため厚木市職員を休日出勤させ、彼らの休日出勤手当及び時間外手当の支出と、公用車の燃料費支出のため厚木市財務会

計上に損害を与えた事実について、証拠書類を添えて、監査委員に監査を請求するものです。

3. 『証拠書類①』は、平成31年1月の8休日の「市長専用車の運転日報」です。小林市長が公用車を不正使用した証拠です。

『証拠書類②』は、当該月の8休日の「運転手の出勤簿」です。市長が運転手を休日出勤させて公用車を不正使用した証拠です。

『証拠書類③』は、当該月の8休日に市長に随行した「秘書課員の出勤簿」です。市長が秘書課員を休日出勤させて公用車を不正使用した証拠です。

上記の証拠書類①②③を集計して、監査用に表にしてみました。

《平成31年1月の8休日における公用車不正使用の実態》

月/日 曜	運転手	出勤 退勤	秘書課員	出勤 退勤	走行距離
1/05 土	A 運転手 残業 10時間24分勤務	08:58 19:22	A 秘書課職員 残業 10時間05分勤務	09:17 19:22	85km
1/06 日	B 運転手 残業 9時間20分勤務	10:20 19:40	B 秘書課職員 残業 10時間57分勤務	08:55 19:52	53km
1/12 土	C 運転手 早朝出勤 残業 12時間10分勤務	08:10 20:20	C 秘書課職員 早朝出勤 残業 12時間04分勤務	07:51 19:55	94km

1/13 日	B 運転手 早朝出勤 残業 12時間20分勤務	08:20 20:40	D 秘書課職員 早朝出勤 残業 14時間44分勤務	05:58 20:42	104km
1/19 土	C 運転手 早朝出勤 残業 12時間40分勤務	08:20 21:00	E 秘書課職員 早朝出勤 残業 15時間16分勤務	07:45 23:01	71km
1/20 日	C 運転手 早朝出勤 残業 13時間20分勤務	07:20 20:40	F 秘書課職員 早朝出勤 9時間25分勤務	07:55 17:20	105km
1/26 土	A 運転手 早朝出勤 残業 15時間10分勤務	06:29 21:39	E 秘書課職員 早朝出勤 残業 15時間05分勤務	08:14 23:19	89km
1/27 日	C 運転手 早朝出勤 残業 14時間30分勤務	07:10 21:40	D 秘書課職員 早朝出勤 残業 14 12時間36分勤務	06:28 21:04	110km

4. 上記の表で分るとおり、小林市長は平成31年1月の8休日において、自己の私的目的のために、公用車（市長専用車）を不正に使用し、厚木市職員に「休日勤務」を強い、彼らへの休日出勤手当及び時間外手当の支払いと、公用車のガソリン代支払いのために、厚木市の財務会計上に多大の損害を与えています。

5. また、この公有財産である公用車（市長専用車）の私的使用は、公有財産の私物化であり、市長による「業務上の横領」でありま

す。

この「公有財産の私物化」は、「万引き」と同様な行為であり、「犯罪行為」であります。

6. したがって、監査委員は……

①小林市長が休日における公用車を如何なる目的で使用していたのか？ について、市長に対して「聴き取り調査」をする義務があります。

②運転手・秘書課員にも個別に当って、小林市長が休日における公用車を如何なる目的で使用していたのか？ について、「聴き取り調査」をする義務があります。

③また、監査委員は、部長以上の厚木市幹部職員にも、小林市長が休日における公用車を如何なる目的で使用していたのか？ について、「聴き取り調査」をする義務があります。

7. 請求人は、証拠書類①②③を添えて、監査委員に対して、監査を求め、厚木市がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求します。

以 上

平成31年2月22日

厚木市監査委員宛

補正書

1 新たな証拠について

新たな証拠は、1月14日の「成人の日」の休日に市長専用車を使用したのが『証拠書類④』として提出します。

この日は秘書課の通行者はありません。運転日報によれば、運転員は財産管理課のB運転手で、出勤は8時50分、退勤は12時10分となっており、勤務時間は3時間20分です。

この日の休日も他の8休日と同様に、市長及び運転手に対して、市長が休日に如何なる目的で公用車を使用したのか？の「取極を取り調査」を監査委員は実施して下さい。

また、法規にありとあり、「陳述の機会」の設定を請求します。

請求者

住所 (略)

氏名 (略)

以上 原文のとおり。

なお、事実証明書の添付は省略いたします。